○しおかぜ荘展望ルーム改修工事プロポーザル実施要綱

|  |
| --- |
| (令和３年７月１４日訓令第３０号) |

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　本要綱は、しおかぜ荘展望ルーム改修工事をする者を公募型プロポーザル方式により選定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　本要綱において、プロポーザルとは、楢葉町がしおかぜ荘展望ルーム改修工事に係る実施体制、実施方針及びその他の業務に関する事項についての提案（以下「提案」という。）を受け、その内容を評価し、業務に最も適した者を選定することをいう。

(参加資格)

第3条　プロポーザルに参加することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。

（２）法令の規定により営業に関し許可、認可又は、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けている者。

（３）工事請負の契約に関して不正行為をし、又は正当な理由なくして不完全な履行をし、若しくは履行をしないため、指名競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から２年を経過している者。

(提案の方法等)

第4条　提案事業者（以下「事業者」という。）は、プロポーザルに参加するときは、町長が別に定める実施要領の内容を踏まえて、企画提案書及びその他必要な書類を町長に提出しなければならない。

2　前項の規定による提出を行った事業者は、同項の書類を基に提案を行うものとする。

(委員会の設置)

第5条　提案の内容を審査し、事業者を厳正かつ公平に選定するため、しおかぜ荘展望ルーム改修工事事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第6条　委員会は、別表に掲げる職で構成し、町長が任命する。

2　委員の任期は、第９条の規定による報告を行う日までとする。

(委員長)

第7条　委員会に委員長１人を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

2　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、全委員の半数以上をもって成立とする。

2　会議の議長は、委員長とする。

(結果の報告)

第9条　委員会は、提案の内容に基づいて厳正かつ公平に業務に最も適した者を選定し、その結果を町長に報告する。

(受注事業者の決定)

第10条　町長は、前条に規定する選定の結果に基づき受注事業者を決定する。この場合において、町長は、当該決定の内容について書面により受注事業者に通知するものとする。

(事務局)

第11条　委員会の庶務は、新産業創造室が行う。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか、プロポーザルについて必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月　日から施行する。

別表(第６条関係)

|  |
| --- |
| 総務課長 |
| 政策企画課長 |
| 建設課長 |
| 産業振興課長 |
| 新産業創造室長 |